

「大逆事件」なるものが気になっていた——。国家権力による冤罪事件という評価は一応定着しているが、どういふ冤罪なのか自身で明確化できないまま（不勉強ということだが）——何かザラザラした不快な感觸のなかで——若い頃からやり過ごしてきた。昨年（二〇一七）初夏、刑死した犠牲者、新宮の医師・大石誠之助を詩った与謝野鉄幹と佐藤春夫の作品をめぐり（鉄幹の「誠之助の死」、春夫「愚者の死」、一部の紙・誌でちよつとした論争があり、改めて、あるいはようやく、この「事件」を正面から考えてみようというきっかけになった。以前から関心をもつ鉄幹の問題とスパークする感覚があったのだ。

春夫は父の友人である誠之助を幼児から知り、鉄幹は新宮の有力な文化人である彼に二度にわたる出張講演の世話を受けていた。春夫の出世作『田園の憂鬱』は複雑な改稿を経て大正七年（一九一八）九月に仕上がるが、そこには刑死した誠之助の残像が色濃く揺曳する（改稿の過程で報じられたロシア革命で処刑された皇帝ニコライ二世像も……）。鉄幹は上記作品の改作（後述）を含め、言動に微妙なところが生じる。それは新詩社同人で法廷で弁護に立った平出修、及び「事件」に批判の目を向ける石川啄木との呼吸のズレのようなものとして表れた。

知られるように、「大逆事件」は明治四三年（二九一〇）五月末から翌年正月にかけ、二六名もの人びとを拘束し、取調べ、公判を行い（皇族事案として大審院で一番だけで終審）、そのすべてをわずか七か月間で仕上げ、二四名に死刑判決（翌日に半数は恩赦で無期に）、その一週間後に一二名の執行——という凄まじいものだった。ことは条件付きながら明治憲法二九条でも保障された言論・表現・集会の自由内のことであり、その権利の蹂躪（大部分が公判で初顔合わせした活動的な市民）、しかも全員「……加えようとした」という未遂事案である。司法が一貫して首相・桂太郎（第二次）、及び背後に見え隠れする元老・山県有朋やまがたありともら政治の僕しもであり、司法と政治が創り出したフレームアップ（捏造）の冤罪、つまり国家権力犯罪事件であった。

本書ではわたしの文芸的関心から鉄幹と春夫の「事件」接触を軸に見ていく。ここで「事件」がロシア革命の七年前、それと日清戦争の直後に日本の軍・官・民がソウルの王宮に押し入り引き起こした、閔妃えんび暗殺事件の一五年後であった点に着目した。その社会的・思想的影響は無意識のうちにも世情に深い影を落としている。なにより、取調べ側が朝鮮でのその事件を軸に、爆裂弾をもって二重橋に迫る「事件」像を構成していった道筋が浮かんだことだ。鉄幹はこのとき二二歳、ソウルで日本学校の教師をしており、なぜか生涯その事件を自ら「画策」したことを秘かに誇り続けた（七年後の自誌『明星』に爆裂弾を隠しもって韓国政府大官を襲おうとする日本少年を描いた小説「小刺客」を発表している——）。

ロシアはもとより、欧米諸国では社会主義の潮流が強まり、文筆評論の人である幸徳秋水がそれに

傾倒し、関心を持つ青年らが集まってきたのは事実だった。最初の拘束者から仰々しく新聞報道されたが（大逆と言う語はまだ使われていない）、確認された事案は信州の山林で一青年が子ども線香花火より強力とはいえ、各地の夏の河原の祭りに打ち上げられる花火一発ほどの威力も疑わしい、粗雑な「爆弾」実験を一回したことだ（明科事件^{あけしな}）。もくもく白い煙は出たらしい——徳富蘆花はいみじくも「老人の胸には、花火線香も爆裂弾の響きがするかも知れぬ」と述べていた（処刑八日後の旧制一高での講演「謀叛論」）。捜査段階からメディアに現れた「爆裂弾」、そして満を持したかのように大審院（最高裁）判決文で登場した「大逆罪」という語が、その特異な音効果と相まって「事件」を造形して行った。

確認したいのは、大逆なる語は該当の刑法（旧刑法七三条）中にも存在しないこと。その語は判決文中の「太吉は爆裂弾を造り大逆罪を……」で公式に初登場する。文学表現ならともかく、ここには法の論理を超えた情緒的（あるいは扇情的）な飛躍がある。各被告ごとにその語が当てはめられ（frame）、記述された（up）。判決文が正式に「大逆事件判決書（大審院特別刑事部判決）」と題された翌日の新聞から大見出しで登場し、堰を切ったような洪水報道となり定着していく。

それは律令時代に「陵墓を壊す」犯罪であり、歴史のなかで消滅・忘却された語なのだが、どこか悍ましい響きと、初耳の衝撃性が相まって（奥深い記憶の残滓はあったのか）、大衆心理の奥に沈んでいく——。「事件」の過程で官により誤用的に造語された言葉、つまり近代生まれの官製語なのである。あたかも千古の伝統感覚の如き正統性を以て浸透していった。だから、この語を使った瞬間、権

力の手の内で踊らされることになる。残念ながら百年の星霜の中で歴史用語として定着してしまい、悩ましいところではある。本書ではそれへの疑義・抗議を込めて「」つきで使っている。

しかも驚くことに、司法の調書類・裁判の記録類（公文書）は「行方不明」になった——隠蔽である（間違いなく廃棄されただろう）。被疑者を調べるのは大審院（最高裁）判事であるのが定めだが、実際には東京地裁の判事（大審院筆頭検事の平沼騏一郎きいろうが連れてきた息がかりの者）が行った。平沼の検事論告（平出修がかるうじて残した記録）は、被告たちが「おしゃべりでいったこと」と認めた上で、その「信念」ゆえに極刑とした。つまり予防検束（行動はしていないのに逮捕）の上、「心のなかの裁き」で死刑という、近代法の原理（明治憲法・刑法等もそれを標榜）を否定するものだった。平沼は榮進し法曹出の初の総理大臣となる。

元老・山県の意向に即して権力機構が作動し、国内はもとより海外まで広がる諜報網が動いていた——それらは一大利権の総合体であった。

ただし、「事件」が日露戦争後に顕著になった社会主義者の運動（彼らからすると跳梁）に対する取り締まり・弾圧から始まったわけではないことを指摘しておきたい。門地も財力もない出自の山県らが、戊辰戦争を経て新たな権力者となる道筋はドラマティックともいえるが、権力奪取の過程で負った深いトラウマがあり、その反転した攻撃性が幸徳らに格好の標的に見出していた——先行する暗い情念があったのだ。

「明暗ある明治……」といわれる。改めて「事件」は現代の政治・社会の基層部に濃い陰影を引き、

刻印していることに気づかされる。本書はわたしなりの明治一五〇年論でもある。

二〇一八年 夏

著者

第一章 『田園の憂鬱』への道程

- 第一節 「誠之助の死」と「愚者の死」 2
- 第二節 コスモポリタン、誠之助 12
- 第三節 影を落とす皇帝処刑とR・N 22
- 第四節 白菊女史と麴町……X伯爵邸 36
- 第五節 「反戦詩人」になった晶子 43
- 第六節 薔薇ばらの詩人と春夫の反戦小説 52
- 第七節 誠之助妻子と沖野岩三郎 56

第二章 創造された「大逆事件」

- 第一節 その造語は判決文で登場 70
- 第二節 誘導尋問「決死の士で二重橋に……」 79
- 第三節 幸徳「陳弁書」と弁護士・平出修 97
- 第四節 公判記録「行方不明」、啄木の憤り 106
- 第五節 検事・平沼、「実態なし」を公言 111

第六節 「大逆」は天皇陵墓を壊すこと 122

第七節 見え隠れする山県有朋の影 128

第三章 異国で「大逆」——閔妃暗殺事件

第一節 景福宮が「二重橋に……」へ 134

第二節 画策し「爆裂弾」の小説も 144

第三節 山県の朝鮮「利益線」論 155

第四節 軍暴走の先例と大陸浪人 165

第四章 山県における権力の用法

第一節 反乱・奇兵隊を殲滅せよ 172

第二節 徴兵の反乱と教育勅語 177

第三節 「客分」庶民を勇猛戦士へ 183

第五章 秀吉に擬した築邸三昧

第一節 官有地、広壮・瀟洒な邸宅に 192

第二節 新椿山荘は軍の土地へ融通へ 197

第三節 もとは幕府・大名の所有地

第四節 武士願望と西洋仰望の屈折

216 210

第六章 大正という世相の下で：

第一節 荷風「江戸戯作者」宣言

230

第二節 鉄幹、ひとりの大衆として

236

第三節 鷗外の微妙な立ち位置

242

第四節 調書を鷗外・鉄幹は見たか

246

第五節 山県が怖れたヒューマニスト

250

第六節 崎久保に同一化した春夫

264

終章 明治一五〇年から顧みる同一〇〇年

第一節 桑原武夫の明暗の明治論

268

第二節 宿命的な不安と恐怖……

275

あとがき——「大逆事件」でいいのか 281

参考文献 288

人名索引 302

- ・本文中の「」内は補足的な著者（木村）の注記。
- ・引用文には適宜、句読点・ルビを付し、旧字を現代表記化もしている。

第一節 「誠之助の死」と「愚者の死」

大石誠之助をうたった与謝野鉄幹（明治三八年以降は本名の寛を使っているが本書では鉄幹で統一する）と佐藤春夫の作をめぐる論争とはこうだ。発端は二〇一七年（平成二九）六月一六日付け東京新聞夕刊の「大波小波」欄。「百年ほど前、明治天皇暗殺共謀のかどで二人が死刑になった大逆事件」という書き出しで、「巻き込まれ処刑された紀州の医師、大石誠之助の死に際して詠まれた詩が二編ある」と続け、佐藤春夫の「愚者の死」と鉄幹の「誠之助の死」の各一部——鉄幹のは「日本人ならざる者／愚なる者は殺されたり」、春夫は「大逆無道の誠之助／ほんにまあ、皆さん、いい気味な」を引用提示する。

そして、今回（六月一五日国会）のいわゆる「共謀罪」法の強行成立（与野党・メディアを絡めて最大の政治的な対立だった）で「愚者の死」は増えるだろう——「おめでとう」と、過去の悪例にことよせた皮肉な政治批判の寸評である。

この評を受けて六月二三日付け『週刊金曜日』の「風速計」欄は、両者の作を「権力に屈従する者たちの低レベルな詩」とこき下ろす一方、ときの一高に招かれた徳富蘆花が「謀叛論」と題する講演のなかで、「新しいものは常に謀叛である」と喝破したことに、「屈しなかった人」と高い評価を与えた。

これに対し同三〇日付け毎日新聞朝刊「金言」欄が、「(風速計の)内容はひどい」という与謝野関係研究サークルからの指摘を受けて、「一読して複雑な内容だと思った」とバツサリ。問題なのは「春夫と鉄幹が反語と逆説で誠之助を悼んでいることを全く理解していないこと……誠之助の処刑後、その妻子は地元に住られず上京するが、最初に身を寄せたのが与謝野家だった」などとし、二編は慨嘆の詩(東京新聞評は詩の本意を理解しているという理解)であり、人は時代の制約のなかでそれぞれの方法で格闘している。「立場を異にしても、人間理解への細やかで深い視線がほしい」と高い位置から諭すように締めめる。

わたしは「風速計」がもとより再反論すると思っていたが、七月七日の同誌のコラムで「書きすぎだったかも知れない」とあっさり恭順の意を表し、「どちらにでもとれる反語表現にひそむ危険性」という、それはそうに違いない一般論の強調だった。薄っぺらな論議にがっかりした。

なぜか。まず鉄幹のその詩は二種類あるのを知らなければならない——最初は幸徳らの処刑から三か月後の明治四四年(一九一)四月号「三田文学」誌上のもの、それと四年後の大正四年八月刊の自著『鴉と雨』収録分である。むろん後者が改作されているということだ。初出作からわずかの削除が行われた。分量としてはわずかだが、意味するところは重大なのである。初出の題名は「春日雑詠」、改作で「誠之助の死」となった。上述した鉄幹をめぐるの紙(誌)の論争は、いずれも初出作の認識がなく、この改作分に基づいて行われていた。以下に初出分を示す——改作で削除された部分に(へ)を付しておく。

大石誠之助は死にました。

いい気みな。

器械に挟まれて死にました。

人の名前に誠之助は沢山ある。

然し、然し、

わたしの友達の誠之助は唯一人。

わたしは最う其誠之助に逢はれない。

なんの、構ふもんか。

器械に挟まれて死ぬやうな、

馬鹿な、大馬鹿な、わたしの一人の友達の誠之助。

それでも誠之助は死にました。

おお、死にました。

日本人で無かつた誠之助。

立派りっぱな気がひの誠之助。

有ることか無いことか、

神様を最初に無視した誠之助。

大逆無道の誠之助。

ほんにまあ、皆さん、いい気味な。

その誠之助は死にました。

誠之助と誠之助の一味が死んだので、

忠良なる日本人は之から気楽に寝られます。

〈例たとへば、TOLSTOYトルストイが歿しんだので、

世界に危険の断つれたよに。〉

おめでたう。

次に春夫の「愚者の死」——明治四四年（一九一）三月、つまり鉄幹の初出作の前月に文芸誌

渠かれの郷里もわれの町。

聞く、渠が郷里にして、わが郷里なる

紀州新宮の町は恐懼きょうくせりと。

(中略)

——町民は慎めよ。

教師らは国の歴史を更にまた説けよ。

まず鉄幹の「誠之助の死」について——。改作部は「例へば、……」以下のトルストイに係る二行分の削りだ。どんな意味変化が生じるのだろうか。当時、トルストイ（一九一〇年歿）が無抵抗主義のヒューマニストであることは国内的にも認識されていた。トルストイアン青年が増える一方、社会主義とマルクス流の共産主義の思想も流入しており、進歩派のなかでいち早く評価に分裂が生じていた。左派はトルストイ翁の論は観念論・理想主義であり、手段・具体性がないと批判。「観念・理想」という言葉自体にマイナスの意味が込められていた。

確かに七年前の日露戦争中に新聞掲載（平民新聞に幸徳詠、朝日新聞に長谷川如是閑訳）された「なんじ殺すなかれ」の非戦論は世論に衝撃を与え、当局も神経質になっていた。だが、戦争の原因は神々キリスト教を捨てた人々の荒廃した心に由来する、として禁欲・自己犠牲の個人レベルに収斂しゅうれんして

いくその思想が（トルストイアンの内部でまた立場に差異を抱えつつ）、唯物論的な社会主義と混同されることは当初からなかった。

例えば「なんじ殺すなかれ」を自ら訳し『平民新聞』に載せた幸徳が、その訳文の後の解説で、「戦争の罪悪・害毒とそれが引き起こす一般社会の危険を論す七七歳翁の火のような花のような情熱」と感動を記した上で、「戦争の原因は列国の経済的競争の激甚化にある、その激甚化をもたらずものこそ資本主義体制である」と社会科学批判を加えていた。日露戦後にはトルストイはすでに若き武者小路実篤（一八八五—一九七〇）らの、『白樺』（創刊は一九一〇年四月、つまり「事件」勃発の一か月前）に至る理想主義的なヒューマニズム運動のより所となっていた。それ以前から筋金入りのトルストイアン徳富蘆花（一八六八—一九二七）がいる。彼は「事件」四年前、トルストイをヤースナヤ・ポリャーナに訪ね、その年末の講演で「己の罪悪はドコまでも自分で背負って自分で採決すべきもの……決して社会とか習慣とか歴史とかソナものに帰してはなりません。ソナ卑怯なこと……」と語っていた（青山学院講堂での「眼を開け」）。

このころ、鉄幹の頭を占めていたのはフランス遊学であった。初出作を書いた七か月後、幸徳らの処刑からは一〇か月後、秋の一二月に海路出発する。何かあわただしく……という感があった。一年二か月滞在する（晶子もその間の半年ほど渡仏滞在）。自作年譜「昭和八年製」重要事の不起載や意図的書き換え、つまり改竄もあり慎重な扱いが必要」でこの明治四四年（一九一）を見ると、「東京大学法科生にフランス語を学ぶ」とある。すでに前年（大石を含む逮捕者が続いていたとき）の項に、「東京外国

語学校の夜学部その他に於いてフランス語を研究し始める」とある。彼の地ではモンパルナスに下宿し、詩人や日本留学生が集まるモンマルトルの珈琲店キャップフェグロズリイ・デ・リラに通う（成果が帰国翌年刊の訳詩集『リラの花』）。

トルストイが暴力（物理的力）肯定の政治運動とは対極にあることは十分学んでおり、現地で改めて実感したことだろう。初出作はこの状況を踏まえ、「危険なトルストイ」というアイロニー表現をとっている。そのことが逆説的に和平の人——の強調となり、世界の平和を象徴するこの偉人と誠之助は等値なのだ、といっている。諧謔調も巧みに織り込んだ、暴力性の否定である。大逆無道と表記しながら、意味するところは平和性なのだ。この辺の鉄幹の微妙な表現感覚は実にみごとといえるところ。逆説で語られた友情に間違いはない。

だが改作（帰国して一年半後）の二行削除は重大である。逆説の直喩「誠之助はトルストイ翁のような人」を消滅させてしまった。友達は茶化し言葉となり、「日本人でなかった誠之助」はずで「非国民」であり、詩の意味は表記通り「大逆無道」に帰してしまうのだ——重苦しくも鋭く突った世情の気分と全く同一化。かくして——改作「誠之助の死」は、友への背信である（表現者が推敲し改作し完成度を高めること自体は全く自由である。ただし読む側にはその動機を究明し詮索する権利がある。それを厭うなら詩人・作家を名乗るべきではない）。

鉄幹は日清戦争後のナシヨナリズムの高揚下、自らの朝鮮流浪体験（閔妃暗殺事件に関与）を背景

第一節 その造語は判決文で登場

「大逆事件」はどう組み立てられたのか、司法側の資料で押さえて置こう。「はじめに」で述べたように大逆の表現は大審院公判の「判決文」で公式に現れた。その表題は「大逆事件判決書（大審院特別刑事部判決 明治四四年一月一八日）」と麗々しい。メディア登場は翌一九日付け紙面であり、以後怒涛のように世に溢れていく。この公判に先立って、被告への尋問調べをまとめた報告書が、予審判事から大審院に提出されたが、こちらの名称は「意見書（大審院特別権限に属する被告事件予審掛、明治四三年一月一日）」であった。

予審なるものは敗戦後に廃止された制度で今では分かりにくいが、予審報告書とは現制度では検事からの起訴状に相当する。この本文中ですでに「大逆」は使われていたが非公開であり、世上には判決文で初めての登場であった。「判決一か月前の二月二五日の検事論告で平沼騏一郎が「大宝律令以来の……大逆」と使ったが非公開裁判なので世に出ていない」。

「大逆」が官製造語であるという指摘の最初は、宮武外骨が昭和二年（一九四六）に刊行した『幸徳一派 大逆事件顛末』（二月刊）の自序中であつたと思われる。正確には、「大逆事件と云ふ恐ろしいやうな言葉、これは支配階級者及び其支持者、迎合者の側で云つた名目……」と。さらに自序に続く緒言中で「当初の新聞紙上には「大陰謀事件」とあり、それが間もなく官撰の大逆事件という語に

変じた」と。この指摘は事件の本質を突く最重要な提起であったとわたしは思っている——ただし、東京朝日の見出しで見ると「大陰謀」という語は、二月二十九日の公判終了を伝える三〇日付け紙面に「大陰謀裁判終了」と出るのが初で、それまでは「無政府党の陰謀」「社会主義者狩り」、一〇日の公判開始からはもっぱら「特別裁判」とそれなりに客観的表現だ。

ただ、二月二十五日付けに「大逆謀と弁護士」が一回ある（本章扉絵）。どうやら「大逆」は司法が満を持していた気配があり、二五日のこの「大逆謀」はスクープだったのか、それだけで消えたのを見るとお目玉を食ったのかも知れない。判決書の本文は「右、幸徳伝次郎外^{ほか}二十五名に対す刑法第七十三の罪に該当する被告事件審理を遂げ判決すること左の如し……」と書き出す。実際の七三条（二審で最終審）適用者は二四名、つまり他の二名は通常刑法（三審の対象者）なのに一くりに一審で最終審としたことで、冒頭から違法裁判であることを露呈した。

七三条は「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又は皇太孫に対し危害を加へ、又は加へんとしたる者は死刑に処す」である。この条文中に「大逆」の語はない。これは明治四〇年刑法であり、先行する同一三年公布の旧刑法でも一一六条に同じ定めがあった（旧では太皇太后、皇太后、皇后が「三后」に纏^{まと}められていた）が同内容で、どちらにも大逆罪という語自体はない。この語は予審の「意見書」本文中で宮下太吉について「爆裂弾を造り大逆罪を犯さんこと……」という表現で初めて使われ、以下、意見書の中で多用されていく。世上にはこの語を冠した「判決書」でデビューし、七三条が自明の如く「大逆罪」という表現で意識されるようになって行く。現在に到るまで。

なお明治二四年（一八九二）に起こった大津事件で、ロシア皇太子ニコライを襲った巡查・津田三蔵に一一六条を適用して死刑にしようとする政府の方針が、司法機関内でも問題化したが、このとき公判や判決書はもとより、権力内の論議・事件報道でもこの語は一切使われていない。「刑法一一六条での危害」「露国皇太子遭難」などの客観的表現であり、せいぜい伊藤博文も使った「皇室罪」である。「既述のように大審院判決は一一六条でなく、同院長・児島惟謙が譲らず通常の殺人未遂の二九二条を適用し無期懲役」。

七三条と「大逆罪」はイコールではなく、イコールであり得なかったことを確認しておく。文学表現ならともかく、法の論理を超えた情緒的（あるいは扇情的）というべき飛躍がある。それを法の執行側、それも司法のトップにある大審院が行った。淵源には山県有朋の法制史への誤認（あるいは井上毅の仕掛け）が絡むことは後節で考察するが、その誤認（仕掛け）が山県を意識した若手法務官僚・平沼騏一郎に正説として踏襲され、彼の段階では恐怖の語感を計算した用語となる。しかも実態なき事件を承知の上で極刑とする負い目から、極悪イメージを極限まで増幅させて世上にも共有させ（メディアを通じて）、その心の負荷を逃れようとする心理が加重的に攻撃性を強めた。コンプレックスである。用法としてはブラフ（bluff）表現というのが適切だろう。

上記予審「意見書」は非公開だから新聞にも出ていない。ここから、判決文発表時の効果を期して、大審院がこの語「大逆」に満を持した気配が読み取れる。いわば一段下の「予審」の報告レベルでは

あとがき——「大逆事件」でいいのか

「大逆」が官製語だという指摘は宮武外骨の昭和二二年（一九四六）の著書であったことを第二章第一節のはじめに書いた。極めて重要な指摘だが、彼はこの一節に加え、今一つ重大なことを「自序」（はじめに）の後統部）中で言っていた。「大逆は官製語だが）逆徒の方から云へば、民衆の為めに一身を犠牲に供した天皇制打倒の失敗事件である」と。

これは、その事件が天皇制打倒の行動であることの、民衆側からの肯定を意味する。つまり、国家（検察）が言っている、あの「爆裂弾で二重橋に迫る」の承認になってしまうのだ。権力側に論拠を与えることになった。いいのだろうか——。

宮武の後段の論を継いで展開したのが神崎清の『革命伝説』（一九六九年）であり、近年、子安宣邦が神崎著を批判する形でこう指摘した。「彼（神崎）の検証すべき〈事実〉とは何か。国家への対抗的検証者である神崎が目の前にすえるのは、司法権力によって「大逆罪」という罪状を構成するものとして列挙されていた〈事実〉である。神崎はこれを天皇制国家への対抗者として検証する。だがこれは危ない検証だ。……この作業では〈事実〉は〈事実〉として指定されてしまう」（『大正』を直す）五八頁、二〇一六年）。つまり、権力側の「爆裂弾で二重橋に迫る」を事実として受け入れてしまふことになり（まさに権力の捏造の肯定）、その「事実」を前提に意味解釈、つまり「逆徒」か「革

命英雄」かの解釈論争をしているに過ぎない——ということになる、と。

極めて論理的である。戦後の研究は宮武の後段の指摘に規定されながら進んで来たように思われる。わたしは前段の指摘「官製語」を、赤上剛の『田中正造とその周辺』（三八二頁、二〇一四年）で知らされた。「大逆事件」に取っ掛かりをもてずに過ぎてきたもやもや感に、霧が晴れ行くように視界が開けるのを感じた（大逆の語でわたし自身が嵌められていたのだ）。これが本書の動機付けとなった。

——革命英雄とされて冤罪犠牲者が救われるだろうか、また日本社会に益するだろうか。ここには英雄化する当人の自己陶醉があるのではないか……犠牲者が疎外されているのである。

確かに判決の瞬間、被告らが「万歳、万歳」「社会主義万歳」「日本亡国」と叫んだことを、東京朝日も伝えた。最後に立った幸徳伝次郎も看守のかぶせた編笠を右手でもちあげ、病にやつれた青黒い顔に微笑を湛えつつ、「万歳、万歳」と。「何処までも不謹慎なる彼等かな」と記事は結ぶ。

反転して英雄描写の淵源ともなったのだろう。それは人格と言葉を奪われた人たちの、ぎりぎりでの態度表明に違いなかった。言葉まで奪われたがゆえに、権力者が自分に投げつけた言葉しか使用語彙がなかった絶体絶命である。その発声こそが人として最後のプライドだったのだ。

「英雄的」なる評価は権力者の策謀を裏打ちすることになる。彼らは違憲・違法裁判で死をもたらされ、人生を寸断され、生命を断たれた。言論・表現の普遍的権利をもつつつうの人々なのだ。まさに平出が主張したことである。

処刑執行の一〇数日後、徳富蘆花が旧制一高に招かれて行った「謀反論」がよく知られている。な

木村 勲 (きむら・いさお)

近代文芸研究者。1943年、静岡県沼津市生出身。一橋大学社会学部卒、同大学院社会学研究科修士課程修了。朝日新聞学芸部記者を経て神戸松蔭女子学院大学教授を務めた。著書に『鉄幹と文壇照魔鏡事件——山川登美子及び「明星」異史』（国書刊行会）、『「坂の上の雲」の幻影——“天才”秋山は存在しなかった』（論創社）、『日本海海戦とメディア——秋山真之神話批判』（講談社選書メチエ）、『風景ゆめうつつ——人々の都市物語』（文芸社）。共著に『100人の20世紀』（朝日文庫）、編著に『中世の光景』（朝日選書）、『古代史を語る』（同＝新聞連載時の原題は「古代漂流」）など。

幸徳・大石ら冤罪に死す ——文学・政治の〈呪縛〉を剥ぐ

2019年3月20日 初版第1刷印刷

2019年3月25日 初版第1刷発行

著 者 木村 勲

発行者 森下紀夫

発行所 論創社

東京都千代田区神田神保町 2-23 北井ビル (〒101-0051)

tel. 03 (3264) 5254 fax. 03 (3264) 5232 web. <http://www.ronso.co.jp/>

振替口座 00160-1-155266

装幀／宗利淳一

印刷・製本／中央精版印刷 組版／株式会社ダーツフィールド

ISBN978-4-8460-1787-3 ©2019 Kimura Isao, Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。